

バス経費の一部を補助します

バス代

廿日市市

中山間地域
(佐伯地域・吉和地域)を
目的地とした修学旅行
教育研修等向け

補助金



令和8年度廿日市市教育旅行等バス代補助金

補助対象

- 中山間地域（佐伯地域・吉和地域）の**有料施設（宿泊、体験等）を1カ所以上利用**するを利用する教育旅行または教育研修、バスツアーであること
 - 10名以上**の旅行であること
- ※ただし、乗務員・バスガイド・添乗員・保護者等は含まない

《注意》

「教育旅行等」とは、小学校・中学校・高等学校等の学校行事として行われる、修学旅行、林間学校、野外活動等を指す。また、クラブ活動（単なる大会参加等は除く）スポーツ少年団や子ども会等が行うレクリエーション活動等も含むものとする。専門学校、大学、企業等の教育研修を目的として行われる活動も対象内である（慰安旅行、レクリエーション目的等は除く）

補助額

- 中山間地域または近隣地域で宿泊する場合：**上限6万円**
(バス1台につき)
- 中山間地域の有料施設のみ使用する場合：**上限3万円**
(バス1台につき)

《注意》

※1回の申請当たり、バス3台までとする。ただし、バス経費額を上回らないこと。
※専門学校、大学、企業等の教育研修は上記に加え、当該教育旅行等に係る貸切バス料金が全体事業費の総額の2分の1以内であること。

補助対象者（申請者）

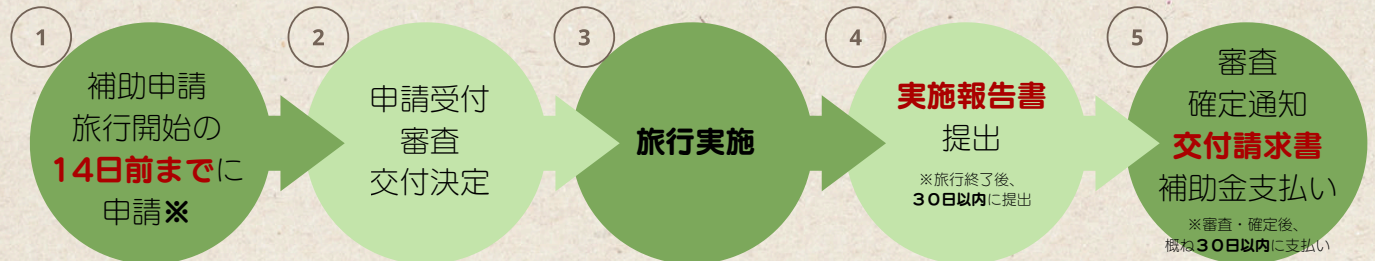
- 教育旅行等の実施主体者(小学校、中学校、高等学校、スポーツ少年団等)
- 教育研修等の実施主体者(専門学校、大学、企業等)
- 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づき旅行業の登録を受けた旅行者

対象期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日までに終了する旅行

※対象期間内においても、予算の上限に達した場合は受付を終了します

申請手続



※4月実施分については、遡って申請可能

～お問い合わせ(申請先)～

廿日市市産業部観光課

(受付時間：8：30～17：15)

📍 廿日市市下平良1-11-1
(廿日市市役所 6階)

☎ 0829-30-9141

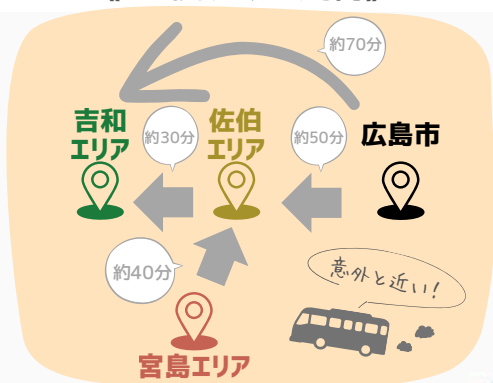
✉ kanko@city.hatsukaichi.lg.jp



↑HPIはコチラ

対象地域

《バス移動の所要時間》



中山間エリア (佐伯・吉和)



有料施設

🌲: 宿泊 🍄: 体験 🌿: その他



宿泊施設及び体験施設については、以下の一覧の他にも対象となる場合がございます。詳しくはお問い合わせください。



潮原温泉松かわ

吉和エリア ★吉和391-3 ☎0829-77-2224



もみのき森林公園

吉和エリア ★吉和1593-75 ☎0829-77-2011



どんぐりの山

佐伯エリア ★友田1239-6 ☎0829-74-3780



岩倉キャンプ場

佐伯エリア ★津田868 ☎0829-72-0449



めがひらスキー場

吉和エリア ★吉和4301 ☎0829-40-3000



フォレストアドベンチャー

吉和エリア ★吉和1593-75 ☎080-2128-0320



MRC乗馬クラブ

佐伯エリア ★飯山18-99 ☎0829-72-0233



ウッドワン美術館

吉和エリア ★吉和4278 ☎0829-40-3001



佐伯総合スポーツ公園

佐伯エリア ★広島県廿日市市 津田545番地 ☎0829-72-1601



万古溪養魚観光センター

佐伯エリア ★虫所山74 ☎0829-72-0012



佐伯国際アーチェリーランド

佐伯エリア ★津田500 ☎0829-72-0437



田原農園

佐伯エリア ★永原485 ☎0829-74-0731



道の駅 スパ羅漢

佐伯エリア ★飯山21-5 ☎0829-72-2221



小瀬川温泉

佐伯エリア ★栗栖115 ☎0829-72-1311

